

高齢者を対象した肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ ー 対象者には、5月上旬に通知しています！ー

高齢者の重症肺炎の半数は肺炎球菌が原因とされ、23価肺炎球菌ワクチンを接種することにより、肺炎の予防と重症化を防ぐことができ、おおむね5年間は効果が持続されると言われています。（※23価とは23種類の肺炎球菌に効果があるという意味です）

■対象者 町内に住所を有し次のいずれかに該当する方

1. 平成31年4月1日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方
2. 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方

※以前に23価肺炎球菌ワクチンを接種された方は対象となりません。

■接種開始日：6月3日（月）から ■接種費用：町立診療所での接種に限り無料

※対象者には、別途通知しておりますが、届いていない場合はお問い合わせください。

※町外で接種する場合は、事前申請が必要なほか、窓口での一度全額を支払う必要があります。その場合、7,500円を上回る分については個人負担となります。

お問い合わせ 保健福祉課健康支援グループ

保険料が改定になります！ 平成30年度介護保険料について

65歳以上の方に納めていただく平成30年度の納入通知書を7月上旬に送付します。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

1. 介護保険の仕組み

介護保険は、加入者（被保険者）が納めていただく保険料と、国・道・町からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者にサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的としています。

サービスに掛かる費用は、利用者に所得に応じて1割から3割を負担していただき、残りを保険料と公費（税金）で半分ずつ負担する仕組みになっています。

2. 第1号と第2号の被保険者

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれています。65歳の誕生日を迎え第1号被保険者になると、介護保険料の納め方が変わり、医療保険とは別に一人一人が直接町に納めていただくようになります。第1号被保険者としての介護保険料の納入は、65歳になった月（誕生日の前日の属する月）分から始まります。

第2号被保険者の場合、加入している医療保険の保険料に合わせて、介護保険料を納めていただきます。

3. 介護保険料の決め方

第1号被保険者の介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得などに応じて決められています（下表参照）。なお、3年ごとに保険料額の見直しが行われており、今年度改定されました。

段階	所得区分	算出基礎	平成30年度～32年度		(参考)平成29年度	
			年 額	月 額	年 額	月 額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税の方で本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.45	33,200円	2,766円	30,000円	2,500円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	55,300円	4,608円	50,000円	4,166円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方で、本人年金収入等が120万円を超えている	基準額×0.75	55,300円	4,608円	50,000円	4,166円
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.90	66,400円	5,533円	59,900円	4,991円
第5段階	・本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）の方で、本人の年金収入等が80万円を超えている方	基準額×1.00	73,800円	6,150円	66,600円	5,550円
第6段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	88,500円	7,375円	79,900円	6,658円
第7段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	95,900円	7,991円	86,600円	7,216円
第8段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	110,700円	9,225円	99,900円	8,325円
第9段階	・本人が住民税課税の方で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	125,400円	10,450円	113,200円	9,433円

お問い合わせ 保健福祉課介護・自立支援グループ

